

# 固定資産税について

◎ 税務課土地担当・家屋担当 ☎2148

建物を取り壊したとき  
は、届け出をしないと課税  
される場合がありますの  
で、忘れずに届け出をお願  
いします。

## 固定資産課税台帳などの縦 覧および閲覧

固定資産税の納税者は、  
本人が所有する土地や家屋  
の評価額をほかの土地や家  
屋の評価額と比較し、価格  
が適正かどうかを確認でき  
ます。

### ■場所

税務課土地担当・家屋担  
当（市役所本庁舎三階）、  
各総合支所市民福祉課

### ①土地・家屋価格等縦覧帳 簿の縦覧

#### ■期間

四月一日(月)～五月三十一日(金)

#### ■対象

土地・家屋の所有者で納税者

#### ■内容

土地価格等縦覧帳簿（所  
在、地番、地目、地積、

価格）、家屋価格等縦覧  
帳簿（所在、家屋番号、  
種類、構造、床面積、価  
格）の縦覧

### ■持参するもの

固定資産税納税通知書ま  
たは課税明細書（前年度  
分でも可）、免許証など  
本人が確認できるもの  
※代理人の場合は本人自筆  
の委任状（法人は代表者  
からの委任状）

### ②固定資産課税台帳の閲覧

#### ■対象

①固定資産税の納税義務者  
②借地人、借家人など有償  
契約をしている人

### ■持参するもの

①固定資産税納税通知書ま  
たは課税明細書（前年  
度分でも可）、免許証な  
ど本人が確認できるもの  
②契約書、免許証などで本  
人が確認できるもの  
※詳しくは、お問い合わせ  
ください。

# 三月三十一日で古川地域と川渡地区の出 張所が廃止になります

◎ 市民課住民記録係 ☎26079

「出張所見直し計画」に  
より、古川地域の九カ所の  
出張所と鳴子温泉地域の川  
渡出張所を廃止します。

出張所廃止に伴い住民票  
の写しと印鑑登録証明書の  
交付については、コンビニ  
エンスストア（コンビニニ  
で交付（コンビニ交付）し  
ます。コンビニのない地区  
では、地区公民館に証明自  
動交付機（自動交付機）を  
設置します。

コンビニ交付は、セブン  
イレブンが昨年八月から開  
始しています。市内のロー  
ソンは四月四日から、サー  
クルKサンクスは五月末か  
らの開始となり、それまで  
の間は、地区公民館に市民  
窓口連絡所を設置します。

戸籍謄本・抄本の交付や  
転出、転入などの住民異動  
出生届けなどの戸籍の届け  
出などは、市民課、各総合  
支所市民福祉課で手続きを

してください。  
利用できる時間

### ■コンビニ

六時三十分～二十三時(年  
末年始および保守点検日  
は除く)

### ■自動交付機・市民窓口連 絡所

平日の九時～十七時  
※公民館の事業により利

用できない場合があります。  
住民基本台帳カードの申請  
コンビニ交付、自動交付  
機の利用には住民基本台帳  
カード（住基カード）が必  
要です。

### ■申請場所

市民課、各総合支所市民  
福祉課

## 【各地区ごとの対応】

地域	地区	コンビニの有無	対応
古川	志田地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	西古川地区	ローソン	コンビニ交付、市民窓口連 絡所（4月12日(金)まで）
	宮沢地区	無	自動交付機
	東大崎地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	長岡地区	サークルK サンクス	コンビニ交付、市民窓口連 絡所（5月31日(金)まで）
	富永地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	敷玉地区	無	自動交付機
	高倉地区	無	自動交付機
川渡地区	無	自動交付機	
鳴子温泉			

## 【住基カードの申請に必要なもの】

持参するもの	
①本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証などのうち2種類）	②印鑑③印鑑登録証（印鑑登録をしている人）
◆顔写真入りの身分証明書がない場合や代理人申請の場合は、本人の意思確認として後日照会書を送付します。	
◆代理人申請では委任状が必要です。	
◆手数料は無料です。（平成26年3月末まで）	

# 暴力団排除条例が施行されます

◎ 防災安全課交通防犯担当 ☎25144

市では、市民生活や社会  
経済活動から暴力団を排除  
し、市民の安全で平穏な生  
活を確保するために暴力団  
排除条例を定め、四月一日  
から施行します。

暴力団排除条例の内容は  
次のとおりです。

### ■基本理念

- ①暴力団を恐れない
- ②暴力団に対して資金を  
提供しない
- ③暴力団を利用しない

### ■市の責務

宮城県、宮城県警、県内  
の市町村などと連携を図  
り、暴力団排除の施策を総  
合的に進めます。

### ■市の事務事業における措置

市では、暴力団員および  
関係者などを契約の相手と  
しないなど市の事務事業か  
ら暴力団排除のために必要  
な措置を講じます。

### ■主な措置

- ・大崎市建設工事元請  
下請関係適正化要綱

・大崎市が発注する建設  
工事等からの暴力団排  
除措置要綱

・大崎市物品調達等に係  
る競争入札の参加資格  
に関する規程

・大崎市建設関連業務に  
係る競争入札の参加資  
格に関する規程

### ■公共施設の利用制限

暴力団に対して市営住宅  
などの市の施設の利用制限  
を行います。

### 【主な措置】

- ・暴力団の公共施設の利  
用の制限に関する条例
- ・大崎市市営住宅条例
- ・大崎市定住促進住宅条例

### ■活動支援

市民が、暴力団の排除活  
動を自主的に取り組めるよ  
う助言、指導など必要な支  
援を行います。

### ■啓発活動

市民が、暴力団排除の重  
要性を深めることができる  
よう広報活動や啓発活動を

行います。  
※暴力団などに関する相談  
や問い合わせは次のとお  
りです。

問い合わせ先	電話番号	対応時間
宮城県警察本部暴力団対策課	022-222-8930	24時間
古川警察署刑事課	22-2311	
鳴子警察署刑事課	82-2249	9:30～16:30
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	0120-818-930 022-215-5050	



# 自動車税の減免

◎ 税務課市民税担当・県北部県税事務所

身体や精神に障害のある  
人で、一定の要件に該当す  
る場合は、申請により自動  
車税が減免になります。

初めて申請する人は、事  
前に相談ください。

また、前年度減免を受け  
ていた人が車を買換えた  
場合は、新たに手続きが必  
要です。

なお、軽自動車と普通自  
動車の税の減免は、どちら  
か一方しか受けられません。

### ■軽自動車

#### ■申請期間

五月十五日(水)～二十四日(金)

#### ■申請場所

税務課市民税担当（市役  
所本庁舎三階）、各総合  
支所市民福祉課

### ■持参するもの

- ①運転免許証②身体障害  
者手帳、戦傷病者手帳、  
療育手帳または精神障害  
者保健福祉手帳③自動  
車検査証④認め印

※前年度減免者には申請用

紙を郵送しますので、必  
要事項を記入し、申請期  
間内に申請してください。

### ◎ 税務課市民税担当

#### ■普通自動車

#### ■申請期間

四月一日(月)～五月二十四日(金)

#### ■申請場所

県北部県税事務所（大崎  
合同庁舎三階）

### ◎ 県北部県税事務所

☎0705

### ■本人以外が運転する場合

自動車家族などが運転  
する場合、減免には社会福  
祉課が発行する証明書が必  
要になりますので、事前に  
お問い合わせください。

### ■申請場所

社会福祉課障害福祉係  
（市役所西庁舎一階）  
◎ 社会福祉課障害福祉係  
☎2167